四　第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、同号に該当することとなつた年月日及び理由

［八～ト　略］

［五～九　略］

第二十六条の二十六の二　第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一　［略］

二　第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合　非営利特例対象法人でなくなつた年月日又は貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由

三　第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合　第五条の七第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由

四　第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合　第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由

［五・六　略］

（届出書に添付すべき書類）

第二十六条の二十七　法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　法第二十四条の六の二第三号に該当する場合　次に掲げる書類

イ　法人である場合においては、第五条の九第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

ロ　個人である場合においては、第五条の九第一項第二号に規定する最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書（第五条第二項第三号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

三　第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合　貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつたときには、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

［号の細分を削る。］

［四～七　略］

四　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

［八～ト　同上］

［五～九　同上］

第二十六条の二十六の二　［同上］

一　［同上］

二　第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合　非営利特例対象法人でなくなつた年月日又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由

三　第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合　第五条の四第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由

四　第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合　第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由

［五・六　同上］

（届出書に添付すべき書類）

第二十六条の二十七　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　法人である場合においては、第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

ロ　個人である場合においては、第五条の五第一項第二号に規定する最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書（第五条第二項第三号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

三　第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合　次に掲げる書類

イ　貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ　貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

［四～七　同上］